

鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内大学等の研究シーズを活用して取り組む探索的な共同研究を支援することにより、鳥取県内に事業所等を有する事業者等の事業拡大や高付加価値製品の開発、先進分野への参入等を促進することで、産学官連携の強化を図り、地域経済の持続的な発展に寄与することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内大学等 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第3条に規定する国立高等専門学校であって鳥取県内に所在するものをいう。
- (2) 事業所等 本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設をいう。
- (3) 事業者等 営利の目的をもって事業を営む法人、組合（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号までに定める組合及びその連合会）等又は個人で、鳥取県内に事業所等を有するものをいい、以下のものは除く。
 - ア 第5条第1項の規定による補助事業実施計画書等及び第6条第1項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる分野について、同表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満の額は切り捨てる。）とし、上限は同表の第6欄に定める額とする。また、補助対象期間は同表の第7欄に定める期間とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業実施計画書の提出及び認定)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による補助事業実施計画書及び様式第2号による補助事業収支予算書を提出し、知事の認定を受けなければならない。

2 知事は、補助事業実施計画書等の提出があった時は、評価等を行い、その評価等に基づき事業の認定の可否を決定するものとする。

3 前項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

4 知事は、前項により事業の認定の可否を決定したときは、様式第3号により速やかに結果を通知する。

(交付申請の時期等)

第6条 前条第2項に規定する認定を受けた者は、別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらす恐れのある事業計画の変更

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

4 知事は、変更の承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第6号及び様式第7号によるものとする。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

第10条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告は、各年度（前条第1項の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第8号により行うものとする。

(現地調査等)

第11条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(補助金の支払)

第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求され

たときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で補助事業者が申請する額（千円未満の額は切り捨てる。）を支払うことができるものとする。

- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第9号を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第10号によるものとする。
- 5 規則第20条第1項の申出は、様式第11号により行うものとする。

（財産の処分制限）

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第12号により行うものとする。
- 4 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（財産の処分に係る補助金の返還）

第14条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（財産の処分に伴う収益納付）

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、第13条第1項に規定する期間後に処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

（補助金の交付等に係る手続きの停止等）

- 第16条 知事は、補助事業が必要な要件を満たしていないことを確認した場合又は補助事業の休廃止等が想定される場合には、第7条第1項の規定による本補助金の交付決定後及び規則第18条第1項の規定による本補助金の額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続きを停止できるものとする。
- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

（補助事業の報告等）

第17条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況及び成果について報告又は発表させることができる。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第18条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

（雑則）

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年４月７日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業の分野（注1）	2 補助事業	3 補助対象者	4 補助対象経費（注2）		5 補助率	6 補助金上限額	7 補助対象期間
			区分	内容			
(1) モビリティ (2) ヘルスケア (3) ネクストインダストリー (4) コンテンツ (5) グリーントランスフォーメーション (6) フード・マニュファクチャリング (7) サポートینگ・インダストリー (8) 戦略的デジタル化 (9) 国が定める戦略分野（(1)～(8)に定めるものを除く）	事業拡大や高付加価値製品の開発、先進分野への参入等に向けて県内大学等の研究シーズを活用して取り組む探索的な共同研究（事業者等と県内大学等各1者を含む2者以上で実施するものに限る。）に係る事業	事業者等	原材料費	新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費	3／4	3,000千円	12月以内
			ソフトウェア開発環境使用料及び購入費	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料及び購入経費（サーバー利用料や開発に必要なソフトウェア購入経費等。購入費経費については、取得金額30万円未満（税抜き）のものに限る。）			
			機器・設備使用料及び購入費	機器・設備の使用料、購入経費（購入経費については取得金額30万円未満（税抜き）のものに限る。）、借用、修繕、改修に要する経費又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費			
			委託費	実験・実証の外部委託に要する経費			
			外注加工費	開発に必要な加工・分析等の請負・外注に係る経費			
			共同研究費	県内外の大学・公設試等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費			
			外部専門家受入経費	補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等）			
			直接人件費	研究開発に直接従事する従業員、アルバイト等の研究開発に従事する時間分の給与、賃金			
			その他の経費	その他研究開発に必要と認められる経費（市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費等）			

（注1）対象分野に掲げる各号は、それぞれ以下の産業分野を対象とする。

（1）モビリティ 鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年7月鳥取県規則第32号。以下「施行規則」という。）第2条第1号アに規定する産業分野

（2）ヘルスケア 施行規則第2条第1号イに規定する産業分野

（3）ネクストインダストリー 施行規則第2条第1号ウに規定する産業分野

- (4) コンテンツ 施行規則第2条第1号エに規定する産業分野
- (5) グリーントランスフォーメーション 施行規則第2条第1号オに規定する産業分野
- (6) フード・マニュファクチャリング 施行規則第2条第2号アに規定する産業分野
- (7) サポート・インダストリー 施行規則第2条第2号イに規定する産業分野
- (8) 戦略的デジタル化 施行規則第2条第2号ウに規定する産業分野
- (9) 国が定める戦略分野 施行規則第2条第3号に規定する産業分野

- (注2) 1 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。
- 2 委託費及び直接人件費は、それぞれ補助対象経費の50%以内とする。

年度 鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金 補助事業実施計画(変更)書

提出区分	☐ 新規
	☐ 変更（ 年 月 日付事業実施計画の変更） 【変更内容／変更理由】

1 補助対象者の概要

(1) 概要

名称				
所在地				
代表者職氏名				
資本金・出資金等				
従業員数				
事業概要				
産業分類上の事業区分				
担当者職・氏名				
電話番号・ファクシミリ	電話番号		ファクシミリ	
担当者メールアドレス				

(注) 1 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。
2 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(2) 役員名

役職名	氏名	フリガナ

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

(3) 経営状況等(直近2期分の実績) (単位：千円)

区分	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高		
営業利益		
経常利益		
税引後最終利益		

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(4) 誓約事項

事業実施に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。	
誓約	項目
	第5条第1項の規定による補助事業実施計画書等及び第6条第1項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）ではないこと。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(注) 誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

2 実施内容

(1) 補助事業について

補助対象期間	開始	年 月 日		終了	年 月 日	
	※最長期間12月					
事業の名称	※30文字程度で簡潔に記入をお願いします。					
事業の概要	※200文字程度で簡潔に記入をお願いします。					
補助事業の分野	☐ モビリティ ☐ ヘルスケア ☐ ネクストインダストリー ☐ コンテンツ ☐ グリーントランスフォーメーション ☐ フード・マニュファクチャリング ☐ サポーティング・インダストリー ☐ 戦略的デジタル化 ☐ 国が定める戦略分野					
補助金額申請額	円 × 3 ／ 4 = 円 (千円未満切捨) ※円単位で記入してください。					
共同研究に繋がったきっかけ	※共同研究に繋がったきっかけ（例：県ラボツアー、鳥取大学振興協力会からの紹介など）について記入してください。					
活用する県内大学等のシーズ	学校名					
	担当教授等					
	活用するシーズ					
	【県内大学等の役割】					
	【補助対象者、大学、学生との連携】					
本事業(今回の取組)を行うに当たって、他の補助金の活用の有無 ※いずれかに☑	☐ 無	☐ 有	有の場合は、以下を記入			
			補助金名称：			
			活用内容「有」の場合は、活用する支援措置名やその内容（補助対象内容、補助率等）、支援予定（希望）額、当該措置に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入。			

(2) 補助事業の内容

ア 共同研究の実施内容（現状の必要性・課題・具体的な実施内容・目標 等）

【共同研究の背景】

※現状の事業概要、どのようなニーズや課題があり共同研究を実施することになったのか、どのような研究開発や新規事業の創出に繋がる取り組みとなっており、事業へどのようなプラスの効果（高付加価値）を生み出す取り組みとなっているのか。現状、どのような構想があり、その実現に向けてどう検証（共同研究）を行っていきたいと考えているか。等を記載してください。

【具体的な実施内容】

※共同研究の具体的な実施内容を記載してください。

【共同研究で実施する技術・製品の優位性】

※競合となる技術・製品・サービスの状況、それらに対する自社の取組の新規性や優位性を記載すること。

【目標・今後の展開】

※補助事業期間中の共同研究により達成しようとする目標と今後の展開について記載すること。

イ 実施体制

(ア) 自社内の役割分担・担当業務

所属部署	役職・氏名	役割・担当業務	今回の共同研究に関する資格、経歴等（修士・博士号等）

(イ) 県内大学等共同研究機関、その他協力機関

共同研究機関等名称	役職・氏名	内 容

(注) 県内大学等共同研究機関については相手担当者を決めていただき、1社以上の情報を記載が必要。

ウ スケジュール及び実施場所

実施項目	時期	実施者	場所

(注) アに記載した実施内容のスケジュール等を具体的に記載すること。

(添付書類)

- 1 定款又は事業者の概要が分かる資料等（事業者の概要はパンフレット等でも可。定款については個人事業主の場合は不要。）
- 2 決算書（直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。）
- 3 実施内容についての参考資料類
- 4 （※鳥取県の課税対象者となる場合）鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）
- 5 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等。

年度 鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金 補助事業(変更)収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

科 目	金 額 (補助事業に要する経費)	備 考
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	資金の調達先:
本 補 助 金	円	補助金上限額に注意(千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者:)	円	
そ の 他	円	
合 計	円	支出の部の「補助事業に要する経費」の計と一致すること。

2 支出の部

(単位:円)

経費区分 (別表「4 補助対象経費」の「区分」を記載)		経費内容 (名称、単価、数量を記載)	発注先 (所在地)	補 助 事 業 に 要 する 経 費 (消費税及び地方消費税を含む)	補 助 対 象 経 費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)	
						本補助金	本補助金以外
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
				()	()		
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
				()	()		
その 他 の 経 費	○ ○ ○ 費			()	()		
				()	()		
	○ ○ ○ 費			()	()		
				()	()		
合 計				()	()	()	()

※千円未満切捨

(注)

- 1 委託費、外注加工費及び工事費は、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- 2 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に 必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- 3 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)なお各経費区分の明細は、本収支予算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 4 変更申請の場合は、括弧内に変更の金額を記載すること。

県外発注理由書

経費区分	内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る県内 事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけれ ばならない理由

様

職氏名

年度鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金 補助事業〔認定・不認定〕通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記のとおり補助事業の〔認定・不認定〕をしたので、鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

(認定の場合)

- 1 事業の名称
※様式第1号の2(1)の事業の名称を記載
- 2 補助対象経費 金 円
- 3 鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金交付予定額
金 円
- 4 その他
※交付申請書提出期限等を記載すること。

(不認定の場合)

- 1 不認定とする理由等
- 2 その他

様

職氏名

年度鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の事業の名称、事業期間、算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの内容については、別に通知するところによる。

(1) 事業の名称

(2) 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 算定基準額 金 円
(（必要に応じて）内訳)

(4) 交付決定額 金 円
(（必要に応じて）内訳)

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記の2の(4)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

第
年

月

号
日

様

職氏名

年度鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金補助事業変更承認通知書

年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金について、 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金（以下「本補助金」という。）の変更については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第12条第 4 項において準用する規則第 6 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり承認したので、規則第12条第 4 項において準用する規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

(担当： 電話：)

記

- 1 変更の内容
- 承認に係る変更の内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の交付決定額等 ※変更がない場合は、変更なしと記載し、以下削除。
- 承認に係る変更後の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

	変更前	増（減）額	変更後
算定基準額	円	円	円
交付決定額	円	円	円

(※ 3 変更後の補助対象期間等その他の変更があればその内容を記載)

1 補助対象者の概要

(1) 概要

名称				
所在地				
代表者職氏名				
資本金・出資金等				
従業員数				
事業概要				
産業分類上の事業区分				
担当者職・氏名				
電話番号・ファクシミリ	電話番号		ファクシミリ	
担当者メールアドレス				

(注) 1 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。
2 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(2) 役員名

役職名	氏名	フリガナ

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

(3) 経営状況等(直近2期分の実績)

(単位: 千円)

区分	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高		
営業利益		
経常利益		
税引後最終利益		

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

2 実施内容

(1) 補助事業について

補助対象期間	開始	年 月 日		終了	年 月 日
	※最長期間12月				
事業の名称	※30文字程度で簡潔に記入をお願いします。				
事業の概要	※200文字程度で簡潔に記入をお願いします。				
補助事業の分野	☐ モビリティ ☐ ヘルスケア ☐ ネクストインダストリー ☐ コンテンツ ☐ グリーントランスフォーメーション ☐ フード・マニユファクチャリング ☐ サポーティング・インダストリー ☐ 戦略的デジタル化 ☐ 国が定める戦略分野				
補助金額実績額	円 × 3 / 4 = _____ 円 (千円未満切捨) ※円単位で記入してください。				
本事業(今回の取組)を行う に当たって、他の補助金の 活用の有無 ※いずれかに☑	☐ 無	☐ 有	有の場合は、以下を記入		
			補助金名称：		
			活用内容「有」の場合は、活用する支援措置名やその内容（補助対象内容、補助率等）、支援予定（希望）額、当該措置に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入。		

(2) 実施内容

実施した内容	
事業実施の成果	※成果は可能な限り定量的に記載すること。
今後の展開・目標	

(3) 県内大学等の連携状況

活用した県内大学等のシーズ	学校名	
	担当教授等	
	活用するシーズ	
	【県内大学等の役割】	
	【補助対象者、大学、学生との連携状況】	

(添付書類)

- 1 補助対象経費の支出した根拠を示すもの（契約書の写し、領収書等）
- 2 事業の実施状況・成果を示すもの（効果分析資料、成果物、導入機器の写真等）

年度 鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金 補助事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額 (補助事業に要する経費)	備 考
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	資金の調達先：
本 補 助 金	円	補助金上限額に注意（千円未満切捨）
他の補助金等 (交付者：)	円	
そ の 他	円	
合 計	円	支出の部の「補助事業に要する経費」の計と一致すること。

2 支出の部

(単位：円)

経費区分 (別表「4 補助対象経費」の「区分」を記載)		経費内容 (名称、単価、数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補 助 対 象 経 費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)	
						本補助金	本補助金以外
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
				()	()		
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
				()	()		
その他の 経費	○ ○ ○ 費			()	()		
				()	()		
	○ ○ ○ 費			()	()		
				()	()		
合計				()	()	()	()

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費、外注加工費及び工事費は、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)なお各経費区分の明細は、本収支予算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 3 括弧内には交付決定時(変更承認を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記載すること。

鳥取県知事 様

所 在 地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日付 第 号による変更交付決定）
に係る事業について、 年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金
進交付要綱（令和8年4月7日付第202600005651号鳥取県商工労働部長通知）第11条第1項の規定により、別
紙のとおり報告します。

様式第8号(別紙様式第1号)

年度 鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金 補助事業の進捗状況(年 月 日現在)

担当者職・氏名				
電話番号・ファクシミリ	電話番号		ファクシミリ	
担当者メールアドレス				

1 補助事業の概要

補助金等の名称	鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金			
事業の名称				
交付決定通知年月日及び番号	※変更交付決定通知も含めること。			
補助対象期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日

2 予算の執行状況

(単位:円)

	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
当該年度の実績①	(内訳) 円	(内訳) 円
翌年度以降の実施計画②	(内訳) 円	(内訳) 円

(注) 上表の①、②の合計が交付決定欄と一致すること。

3 事業の実施状況

実施した内容	
事業実施の成果	※成果は可能な限り定量的に記載すること。
今後の展開・目標	

(注) 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

4 県内大学等の連携状況

活用した県内大学等のシーズ	学校名	
	担当教授等	
	活用するシーズ	
	【県内大学等の役割】 【補助対象者、大学、学生との連携状況】	

(添付書類) 事業の実施状況・成果を示すもの(効果分析資料、成果物、導入機器の写真等)

年度 鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金 補助事業収支決算書(進捗状況)

1 収入の部

(単位:円)

科 目	金 額 (補助事業に要する経費)	備 考
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	資金の調達先:
本 補 助 金	円	補助金上限額に注意(千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者:)	円	
そ の 他	円	
合 計	円	支出の部の「補助事業に要する経費」の計と一致すること。

2 支出の部

(単位:円)

経費区分 (別表「4 補助対象経費」の「区分」を記載)		経費内容 (名称、単価、数量を記載)	発注先 (所在地)	補 助 事 業 に 要 する 経 費 (消費税及び地方消費税を含む)	補 助 対 象 経 費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)	
						本補助金	本補助金以外
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
				()	()		
○ ○ ○ 費				()	()		
				()	()		
				()	()		
その他の 経費	○ ○ ○ 費			()	()		
				()	()		
	○ ○ ○ 費			()	()		
				()	()		
合 計				()	()	()	()

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費、外注加工費及び工事費は、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)なお各経費区分の明細は、本収支予算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 3 括弧内には交付決定時(変更承認を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記載すること。

鳥取県知事 様

所 在 地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金について、鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金交付要綱（令和8年4月7日付第202600005651号鳥取県商工労働部長通知）第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	金融機関名： 支店名： 口座種別： 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） 口座情報：（店番） _____ 一口座番号： _____ 口座名義(フリガナ) ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者氏名・住所（口座名義人） _____
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

第
年

月

号
日

様

職氏名

年度鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金概算払通知

年 月 日付第 号で交付決定（及び 年 月 日付 第 号で変更交付決定）を行った本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概 算 払 額 円
- 3 残 額 円

鳥取県知事 様

所 在 地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金の概算払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金の概算払について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第20条第1項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

（単位：円）

補助金等の名称	鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金
交付決定通知年月日及び番号	※変更交付決定通知も含めること。
交付決定額	円
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	円
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				

(注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1 ページに収まらなくても構わない。)

鳥取県知事 様

所 在 地
事業者名
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県シーズ発掘型新規事業創出プロジェクト補助金交付要綱（令和8年4月7日付第202600005651号鳥取県商工労働部長通知）第13条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格	円
現時点の価格	円 (年 月 日現在)
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び収益の額	円
財産処分を行う理由等	

(注) 上表の内容を確認できる資料を添付すること。